

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 34 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 8 月まで

申立期間①について、20 歳になった頃、役場から国民年金の加入案内が届き、両親から、「納付しておいた方が良い。」と強く勧められたため、役場に行って加入手続きを行い、保険料を納付したことを覚えている。また、申立期間②について、再就職をした後に納付書が届いたため、自分で行くことができず、妻に支払いを頼んだことを覚えている。申立期間①及び②について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「役場から国民年金の加入案内が届き、両親から勧められて加入手続きをした。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 20 歳に到達した 2 か月後の昭和 57 年*月に払い出されていることが確認できる上、当該期間に係る保険料納付の状況についても具体的に供述しており、申立内容に不自然さは見られない。

また、当時同居していたとするその両親は、共に国民年金制度発足時から 60 歳到達により資格喪失するまで保険料を完納しており、国民年金制度に対する意識の高さがうかがえることから、申立人についても、7 か月と短期間である申立期間①について、加入手続きを行いながら、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人の妻は、「保険料の納付書が届いたので、両親と相談して市役所に支払いに行った。」としているが、オンライン記

録によると、当該期間は未加入期間となっており、申立人が所持している年金手帳を見ても、当該期間は加入期間となっていない上、A市にも申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないなど、申立人が当該期間において国民年金の被保険者であった事実が確認できない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで

家業が農業であり、家族全員が国民年金に加入し、自治会の付き合いの中で保険料を納付していたので、家族の中で自分の分だけ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び姉は、国民年金加入期間について保険料を完納しており、申立人についても、申立期間以外に未納は無いことから、年金制度に対する意識が高い家庭であったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月に払い出されており、その時点で申立期間は過年度となるが、その父親に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間より前に過年度納付の記録が確認できることなどから、申立人の申立期間に係る保険料についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年3月まで

申立期間当時は大学生であり、国民年金は任意加入だったが、母親が加入手続をしてくれて、保険料は納付組織を通じて納付していた。私も数回、母親が集金人（男性）に支払っているところを見た記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までについて、申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から任意加入しており、その父親も、厚生年金保険の老齢給付の受給資格期間満了後に国民年金に任意加入し、共に60歳到達により資格喪失するまで保険料を全て納付していることから、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されていることから、この時点で現年度となる昭和49年度の保険料に係る納付書が交付されていたことが推認できる。

2 申立期間のうち、昭和45年7月から49年3月までについて、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は50年2月に払い出されており、この時点で当該期間の大半は時効により保険料が納付できない期間である。

また、納付可能な期間については、過年度となることから、現年度保険料とは別に納付することになるが、その母親は高齢のため聴取することができず、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、当

該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人は、母親が男性の集金人に保険料を納付するのを見た記憶があるとしているが、A市役所によれば、申立人が居住する地区では、婦人会が国民年金協力員として保険料を徴収していたため、集金人は女性であったとしている上、当時、当該地区で集金を担当していたとする女性から聴取しても、申立人宅に集金に訪問したことはないとしている。

このほか、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月及び同年3月

公共料金等はきちんと支払っており、国民年金の保険料についても、納付書が送付され次第、すぐに納付していたと記憶しているので、申立期間の2か月のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料納付書が送付され次第、すぐに納付していたと申し立てており、事実、市が保管する昭和52年度から54年度までの「年金徴収リスト」を見ると、おおむね納期限内に納付していることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、約35年間にわたる国民年金加入期間において、2か月と短期間である申立期間を除き保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、第1号被保険者と第3号被保険者の切替手続を適切に行っていることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年5月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間①について、父親が、三人の姉と同様に、国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれたと思うので、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、当時は結婚直後であったが、父親が国民年金保険料を納めてくれたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月に払い出されており、以後、申立人は、3か月と短期間である当該期間を除き、保険料を全て納付している。

また、申立人は、「昭和49年6月に結婚し、父親と別居するようになった後も、しばらくは父親が保険料を納付してくれた。」としており、事実、国民年金被保険者名簿を見ると、昭和49年度の保険料のうち、4月から12月までについては、申立人が結婚前に居住していたA町（現在は、B市）で納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 申立期間①について、申立人は、「20歳の時に父が加入手続を行い、保険料を納付してくれたと思う。」としているが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月に払い出されていることから、加入手続は20歳到達時ではなく、その後勤務した会社を退職した後に行わ

れたと考えられるとともに、その父親は、既に他界しており、申立人は国民年金の手續に直接関与していないことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「三人の姉がそれぞれ 20 歳の時に、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、長女は国民年金制度の発足時から加入しているものの、二女及び三女はそれぞれ 20 歳到達から数年後に加入しており、申立人の供述内容とは相違する。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

申立期間当時、県外の事業所に勤務していたので実家を離れていたが、住民票は、異動していなかったため、父が国民年金の加入手続を行い、父又は母が納税組合を通じ、保険料を納めていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が国民年金の加入手続をしてくれて、納税組合を通じ保険料を納付してくれた。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年7月の時点で、申立期間の保険料は過年度扱いとなることから、納税組合では納付できないものの、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の前後である46年1月から47年3月まで及び同年7月から48年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立期間の保険料のみあえて納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、前納制度を利用するなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

20 歳の時は学生だったため、国民年金には加入していなかったが、両親の話では、その後、役場から電話があり、「強制加入です。」と言われたため、20 歳まで遡って加入し、保険料を納めたとのことなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月に払い出されており、この時期に加入手続が行われたことが推認できるとともに、オンライン記録によると、昭和 59 年度及び 61 年度の保険料は、61 年 5 月から 62 年 2 月にかけて、いずれも 3 か月分ずつまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする母親が、当該未納期間を解消するため、現年度保険料と過年度保険料を並行して納付していた様子が見える。

また、その母親は、国民年金加入期間について未納は無く、高い納付意識が見える上、申立人の昭和 62 年度以降の保険料は全て納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月に払い出されており、この時点で当該期間は既に時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出され

ていた形跡はうかがえない。

また、申立人の母親から聴取しても、当時の記憶は具体的とは言い難く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和55年2月23日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年9月から55年1月までの標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から55年2月23日まで

最後の現場で作業していた時、会社が倒産したと聞き、給料をもらうため本社に交渉に行ったが、それは昭和54年末以降であり、申立期間頃まで勤務していたと記憶している。

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日が同年9月30日となっているのは間違っていると思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において、最後に勤務した現場で一緒に作業していたとする同僚は、「申立人とは一緒に勤務しており、同じ日に退職した。」と証言しており、当該同僚及び当該同僚と退職日が同じであったとしている複数の同僚の雇用保険の当該事業所における離職日は、昭和55年2月22日であることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和54年9月30日であることが確認できるが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の55年3月18日付けで遡って行われている上、複数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、事業主及び同僚の証言から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和54年9月30日において、同社は適用事業所としての要件

を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 9 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、複数の同僚の雇用保険の加入記録における離職日の翌日である 55 年 2 月 23 日であると認められる。

また、昭和 54 年 9 月から 55 年 1 月までの標準報酬月額については、54 年 9 月のオンライン記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは28万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年2月1日までについては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年12月は28万円、14年1月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月10日から14年3月31日まで
ねんきん定期便の記録では、申立期間についての標準報酬月額が当時の給与支給額や厚生年金保険料控除額に比べてかなり低くなっているため正しい記録に直してもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年6月1日から13年10月1日までの申立人のA社における標準報酬月額については、当初、12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは28万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、いずれも15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、当該事業所の役員を含む29人の厚生年金保険被保険者のうち、申立人を除く26人についても申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主は、当時、保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、「当時、当

該事業所は経営不振に陥っており、保険料を滞納していた。」と証言をしている。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、元同僚からは、「申立人はB業務であった。」との証言を得ていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり平成12年6月から同年9月までは26万円、同年10月から13年9月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において15万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成13年12月1日から14年2月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成13年12月は28万円、14年1月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成11年7月10日から12年6月1日までの期間、13年10月1日から同年12月1日までの期間、14年2月1日から同年3月31日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、当該期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

昭和33年6月に入社し、平成4年3月に退職するまでA社C支店に勤務していた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、会社の事情により支店間を変遷した記録となっており、B支店からD支店に異動した際の43年9月の1か月間の空白期間が存在する。入社から退職まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚は、「同社の人事異動は常に月初めであった。」と証言していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を昭和43年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年8月のオンラインの記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に

係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険料の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は平成22年8月に年金事務所に賞与支払届を提出し記録は訂正されたが、支給日から既に2年以上が経過していたため、時効により保険料を納付することができず、申立期間の訂正記録は給付に反映されないため、年金給付が受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している月別給与一覧表により、申立人は、平成19年12月10日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙【栃木厚生年金事案1340～1364】

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1340			男	昭 35 年 生		37万5,000円
1341			男	昭 26 年 生		35万円
1342			男	昭 23 年 生		32万円
1343			女	昭 26 年 生		20万円
1344			女	昭 43 年 生		29万4,000円
1345			男	昭 29 年 生		35万5,000円
1346			男	昭 37 年 生		29万5,000円
1347			男	昭 37 年 生		37万5,000円
1348			男	昭 46 年 生		37万5,000円
1349			男	昭 52 年 生		37万5,000円
1350			男	昭 51 年 生		32万5,000円
1351			男	昭 54 年 生		28万6,000円
1352			男	昭 48 年 生		29万円
1353			男	昭 46 年 生		29万円
1354			男	昭 50 年 生		27万5,000円
1355			男	昭 51 年 生		26万8,000円
1356			男	昭 54 年 生		34万5,000円
1357			女	昭 57 年 生		29万8,000円
1358			男	昭 52 年 生		26万円
1359			男	昭 56 年 生		26万円
1360			男	昭 51 年 生		25万円
1361			男	昭 57 年 生		24万円
1362			男	昭 61 年 生		23万円
1363			男	昭 55 年 生		10万円
1364			男	昭 50 年 生		27万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成8年1月から同年9月までは16万円、同年10月から9年1月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年2月11日まで
申立期間の標準報酬月額が給料支払明細書の支給額より低くなっている
ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年9月までは16万円、同年10月から9年1月までは17万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月11日以降の同年2月19日付けで、遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか7人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人が申立期間当時、当該事業所の役員でなかったことが確認できる上、事業主は、「申立人は縫製の仕事をしていたので、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成8年1月から同年9月までは16万円、同年10月から9年1月までは17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月21日から同年10月1日まで

昭和40年から平成15年まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、B支店からC支店へ転勤した際の厚生年金保険の記録に空きが生じている。この間も継続して勤務しており、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する人事台帳及び申立人の所持する給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年9月20日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、同社によると、「当社では、月の途中で異動した者については、厚生年金保険の資格取得及び喪失を翌月1日付けで行うことになっている。このため本件については、本来B支店における資格喪失日を昭和53年10月1日とすべきところを誤った日付で届出をしたものと思われる。」としていることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及

び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる昭和53年9月の給与支給額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を除く。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月4日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された夏期賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したとしているが、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、事業主は保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 4 日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された夏期賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したとしているが、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、事業主は保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 4 日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された夏期賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したとしているが、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、事業主は保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月4日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された夏期賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したとしているが、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、事業主は保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

昭和 52 年 3 月末に A 市 B 区役所に転入届を出しに行った際、窓口で 2 年分の国民年金保険料として、約 2 万円を一括で支払ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年 3 月末に A 市 B 区役所に転入届を出しに行った際、窓口で 2 年分の国民年金保険料として約 2 万円を一括で支払った。」としているが、申立人が所持する年金手帳を見ると、昭和 52 年 8 月 13 日に A 市 B 区で住所変更手続をしたことが確認でき、この時点で申立期間は過年度となることから、区役所の窓口では保険料を納付できない上、納付したとする額も、申立期間の保険料額（計 3 万円）とは相違する。

また、申立人が所持している母子健康手帳に、「転入届出済 昭和 52 年 3 月 29 日 A 市 B 保健所」との記載があるが、戸籍の附票によると申立人が A 市 B 区に転入したのは、昭和 51 年 11 月 17 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 3 月末に申立期間の保険料を一括納付した後、翌 4 月から自宅に集金に来てもらっていたとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 52 年度の保険料は、同年 10 月 11 日及び 53 年 1 月 9 日の 2 回に分けて納付されていることが確認できるとともに、国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人が集金により納付するようになったのは 56 年 4 月からであることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 840

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から53年3月まで
身内が市役所に勤めていたこともあり、仕事を辞めたら国民年金に加入しなければならないという意識はあったので、幼稚園を退職した昭和50年11月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付について具体的な記憶がほとんど無いことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 841 (事案 344 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

結婚後の昭和 41 年 2 月に、国民年金の手続に市役所に出向いた際、申立期間を含む 63 か月分の保険料が未納であると言われ、まとめて支払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

その当時、領収書はもらえなかったが、近年、年金事務所から証拠となる資料をもらったので、再申立てに当たり新たな資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「当時勤務していた美容室の経営主が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。」と主張しているが、当該経営主は既に他界しており証言を得ることができない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 8 月の時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人の不在を示す記載が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、年金事務所から入手した自身に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の写しを提出し、「昭和 41 年 2 月に市役所に出向いて、その時点で未納となっていた保険料をまとめて納付した。当該被保険者台帳に『6300』という数字が確認できるが、これは 63 か月分の保険料として 6,300 円を納付したことを示すものである。」と主張している。

しかしながら、申立人が示す国民年金被保険者台帳（特殊台帳）における数字は、昭和 41 年度の保険料の納付月数及び免除月数を示す欄に記載され

ており、「0300」と判読でき、左側から「03」は3か月の納付月数を示し、「00」は免除月数が無いことを示しており、当該年度のうち昭和41年4月から同年12月までは未納、42年1月から3月までは納付済みとされているオンライン記録と一致する。

また、昭和41年2月の時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、過年度納付が可能な期間についても、制度上、市役所の窓口で納付することはできない。

以上のとおり、申立人は、保険料の納付方法に係る主張を、前回申立て時から大きく変更しているものの、その内容には不合理な点が散見される上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 51 年 3 月まで
学生だった申立期間当時、母親が国民年金の加入手続と保険料納付をして
くれていたはずなので、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人に
係る国民年金の手続等を行っていたとするその母親は他界していることから、
申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 6 月に払い出されている
ことから、この時期に加入手続が行われたと考えられるとともに、申立人は
同年 3 月までは学生であり、任意加入対象者であったことから、申立期間に
ついて遡って加入することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたていた
形跡もうかがえない。

このほか、申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付してい
たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料
を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年2月までの期間、同年5月から51年8月までの期間、52年2月から同年11月までの期間及び54年7月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から49年2月まで
② 昭和49年5月から51年8月まで
③ 昭和52年2月から同年11月まで
④ 昭和54年7月から63年9月まで

私は、中学校卒業と同時に家業であるA鑄造所に勤務した。父親の代に、事業所は厚生年金保険に加入したが、当時、家族は厚生年金保険に加入することができなかつたので、父親が国民年金への加入手続をしてくれ、申立期間の保険料を納付してくれていたもので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月にB市で払い出されており、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、昭和49年4月に、C市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、申立人は当時、厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に「誤適：公年加入者」と記載され、当該払出しは取消処理されている上、同市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の保険料が納付された形跡はうかがえない。

このほか、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 11 日から 37 年 4 月 28 日まで
申立期間について、「A」に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。社員旅行の際に従業員一同で撮影した写真があり、勤務していたことは間違いないので、現地を見に行くなど、もっとよく調査し、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「A」に勤務していたとしており、法人登記簿を調査したところ、昭和 57 年 4 月に設立登記された「A社」の存在が確認できたことから、当該事業所の役員に照会したところ、取締役として記載されている事業主の妻から、当該事業所が法人化される前に、申立人が勤務していたことがあるとの証言が得られた。

しかしながら、当該事業主の妻は、「申立期間当時から平成 12 年に会社が解散するまで、厚生年金保険の適用事業所にはなったことが無いので、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」としており、オンライン記録を調査しても、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名について、通称のみの記憶であることから、特定することができず、勤務期間及び保険料控除等に係る証言を得ることができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 16 日まで
株式会社Aに勤務していた厚生年金保険の期間については、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日の昭和 38 年 1 月 16 日から約 3 か月後の同年 4 月 12 日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該期間当時、当該事業所において社会保険関係の業務に関わっていたとする同僚は、「当時、女性従業員は、退職時には脱退手当金を受給するものと思っていた。特に結婚による退職の場合は、ほとんどの方が脱退手当金を受給した。」としており、ほかの複数の同僚も同様の証言をしている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の資格喪失日（昭和 38 年 1 月 16 日）前後 2 年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 35 人のうち 26 人について脱退手当金が支給決定されていることが確認できた。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から同年11月1日まで
昭和28年5月から臨時工員としてA社B事業所に勤務したが、年金記録では同年11月1日から厚生年金保険の被保険者となっている。半年以上も勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が一週間しか無いのは納得できないので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における勤務状況に係る詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚において申立人の勤務開始時期を覚えている者はいない上、当該事業所には申立人に関する在籍記録が残っておらず、勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立人と同日（昭和28年11月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したところ、臨時工員として数年間勤務したにもかかわらず厚生年金保険の記録は数か月間となっているとする者が多いが、その多くが何らかの事情で当該事業所が臨時工員をある時期から厚生年金保険に加入させたと考えているとし、入社時から厚生年金保険に加入していたとする者はいなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日に被保険者資格を取得している者は申立人を含めて71人確認でき、ほかの時期より多数の者が一括して厚生年金保険に加入している状況がみられるが、資格取得日が訂正されるなどの不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 23 日から 43 年 3 月 31 日まで
年金の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、私は受給した覚えは無いのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和43年3月31日）から約2か月後の昭和43年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。